

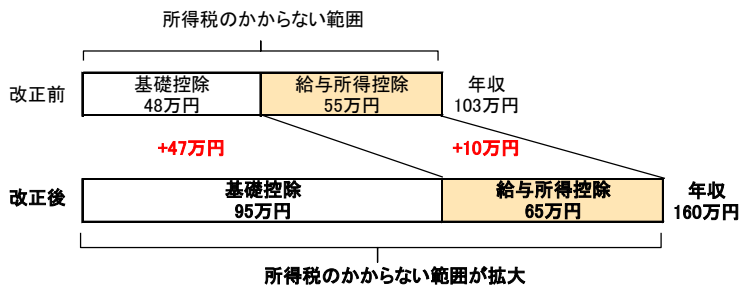
早いもので、6月が過ぎれば半年が経ちます。あっという間に過ぎていく時間をどれだけ大切に過ごすことができるか、考えさせられます。そんな日々の生活の中で必要な”お金”についても、考え方や使い方が変わってきたと思うのと同時に所得税や消費税などの”税金”や”税法”も変わり続けていると感じます。そこで今回は、変わっていく税法の中で世間を賑わせた”**年収の壁**”について触れていこうと思います。

給与所得者についてご説明いたします。まずは年収の壁を理解していく上で、必要な用語についておさえていきましょう。

年収	所得	手取り
1月1日から12月31日までの1年間に、会社から支払われる給与等の総支給額のことです。税金や社会保険料等が引かれる前の金額を指します。いわゆる「額面」です。年収は、年末に交付される「給与所得の源泉徴収票」の「支払金額」欄で確認できます。	税法上、収入から必要経費を差し引いた「もうけ」を「所得」といいます。給与所得者の場合、年収に應じて定められている「給与所得控除」が必要経費として認められており、年収から給与所得控除額を引いた後の金額が「給与所得」です。	給与所得者の場合、年収から所得税や住民税、社会保険料等が差し引かれた後の、実際に自分が受け取れる金額をいいます。

年収103万円の壁の引上げについて

令和7年分から所得税の課税されるラインが変わります。給与所得者（会社員・パート・アルバイト等）の場合、これまで所得税がかからないラインは**年収103万円**まででしたが、令和7年分から所得税の課税ラインが変わり、**年収160万円**まで（基礎控除額95万円+給与所得控除の最低保証額65万円）に引き上げられます。



しかし、所得税の課税最低限が「160万円」となるのは、**合計所得金額が132万円以下（給与収入200万円相当以下）**の人までです。それより高い所得を得ている人については、4段階で基礎控除の額が変わります。給与所得控除については、給与年収190万円以下であれば、令和7年分以降、65万円になります。

【基礎控除額（改正された範囲）】	
合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注1))	基礎控除額
	改正後 (注1) 令和7・8年分 令和9年分以後
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 (注2)
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 (注2)
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 (注2)
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円 (注2)
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

この改正に伴い、パートやアルバイトの方の労働時間やシフトの日数を増やすなど、働き方の幅を広げることができそうですね！



働く人が働き方を見直す時の注意点

この時、注意が必要なのが160万円以外の壁についてです。一定の年収を超えると、**社会保険への加入が必要になる場合**があるととも、住民税が課税されます。年収によっては、社会保険加入に伴い手取り金額が減ることもあります。

厚生労働省Webサイト「社会保険加入による手取りかんたんシュミレーター」等を使用して、手取りの確認と自分がどの扶養の範囲に入るのか、よく確認する必要があります。

会社が働き方を見直す時の注意点

もっと働きたい、という人が増えると、社会保険に加入する人が増える可能性があります。その場合、事業主の社会保険料負担も増えることになるため、その原資を確保することが必要になってきます。「キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）」の活用も検討しましょう。また、厚生労働省の「社会保険適用拡大特設サイト」では、事業主が負担する社会保険料がどれくらい変わるのか試算できる「社会保険料かんたんシュミレーター」が公開されています。

年末調整時の注意点

今回の改正は、令和7年分の所得税については年末調整で対応することとされています。所得によって基礎控除の額が変わることから、年末調整事務が煩雑になると見込まれています。

毎年の扶養控除等申告書だから、といって確認を怠ってはいけません。扶養の方の収入を正確に把握し記入ミスや記入漏れを防ぎましょう。※収入と所得の違いに気をつけましょう。

扶養の方の年齢や収入・所得、配偶者なのか、子どもなのか、親なのか…非常に複雑になってきていますので、会社の経理担当の皆様は、はやめに扶養控除申告書等を従業員さんに記入等・再確認をして頂く必要があります。従業員の方は、扶養の方の収入や所得の確認・記入漏れ等がないか再確認を行う等、早めに年末調整手続きを進めることが求められます。



【危ない】不審なメールにご注意下さい

税署からのお知らせ【宛名の登録確認及び秘密の質問等の登録に関するお知らせ】

国税局からのお知らせ

いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます。

税務の確認作業を一定の基準に基づいて実施しました結果、確認対象となるべき事由がないことが判明いたしましたことをお知らせいたします。

信用の確認結果を詳細に更新し、税務サービスをより便利にご利用いただくため、全ての情報を正確に最新のものと更新をお願いしております。

対策手順:
1 下記の専用リンクよりアクセスし、指示に従って個人情報の登録を行ってください。
2 本案内メールの有効期限は2025-05-03までとなっておりますので、期限内に登録をお願いいたします。
確認手続きを進める:

<https://TRANSLATE.google.jp/translate?hl=ja&sl=ja&tl=JP-JP&u=OGQXKASXIM,%F0%9F%B5%87%F0%9F%B4%BA%F0%9F%B4%B0%F0%9F%B4%B7%F0%9F%B5%86%F0%9F%B>

【偽メールの一例】

国税庁などを語る不審なショートメッセージやメールから、国税庁になりすました偽のホームページへ誘導する事例が見つかっています。

国税庁、国税局及び税務署では、ショートメッセージやメールにより国税の納付を求める旨や、差押さへの執行を予告する旨の案内を送信されることはありません。

不審なメール等に記載されたURLへのアクセスや支払などをしないようにご注意ください。

自動車税や固定資産税、住民税の支払等これから納税の機会が増えると思います。不審なメール等には一切返信やリンクにアクセスをせず、ご不安な場合にはお電話等頂ければと思いますので、お一人で悩まずにお気軽にご連絡下さい。

<Vision>

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー「Vision」**。今月の開催日は**6月12日(木)**です。経営者の方が日ごろ考えていらっしゃることを、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
6月12日(木)	4・5・6・7月決算法人様	6月6日(金)
7月10日(木)	5・6・7・8月決算法人様	7月4日(金)
8月21日(木)	6・7・8・9月決算法人様	8月8日(金)



当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

<6月スケジュール>

10	火	*5月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
12	木	* 経営計画書作成セミナー：Vision
30	月	*4月決算法人の確定申告及び納付期限
		*10月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の1・7月決算法人)
		*消費税等毎月納付(4月分)